

申請に対する処分

処分名	特別支援教育就学奨励費の支給
根拠法令	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（文部科学省）
所管課	教育委員会 総務課

1 審査基準

申請を行うことができる者

特別支援学級に通学する児童生徒の保護者及び名瀬小学校の「ことばと
きこえの教室」に通級する児童生徒

申請の方法

教育委員会が定めた収入額・需要額調書様式に当該年度の所得額証明書を添付して児童生徒の保護者が申請する。

許認可（支給）の要件

申請したものに対して審査をし，文部科学省の定めた基準により教育扶助（通学費・学校給食費），生活扶助費を支給する。

2 標準処理時間

20日